

# 違反対象物の公表制度

令和2年4月1日運用開始

## ★違反対象物の公表制度とは

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう**重大な違反のある建物をホームページに公表する制度**です。

## ★公表の対象となる建物は

遊技場、飲食店、物品販売店舗、病院、社会福祉施設などの不特定多数の方が出入りする施設です。

## ★公表の対象となる消防法令違反は

消防法令で、「**屋内消火栓設備**」、「**スプリンクラー設備**」、「**自動火災報知設備**」の設置が義務付けられているが設置されていない又は主だった機能が喪失している場合です。

## ★公表する内容は

建物の名称、住所、違反の内容です。

## ★公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に**違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表します**。公表期間は違反が是正されるまで継続します。

## ★公表の方法は

大月市のホームページへ掲載します。

## ★建物関係者の皆様へ

皆様が所有（管理、占有）する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等が必要になることがございますので、事前に消防署へご相談ください。

- 飲食店、物品販売店舗、福祉施設などの新規入居
- 増築、改築、隣接建物との接続工事、窓や扉などの開口部閉鎖工事

○お問合せ先

大月市消防本部 消防課予防担当 0554-22-0119